

安全保障理事会議長声明

「チャド、中央アフリカ共和国および準地域情勢」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2009年5月8日に開催された、安全保障理事会の第6122回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、外部からの、チャド武装集団によるチャド東部における新たな軍事的侵入を非難する。

安全保障理事会は武力によるチャドの不安定化のいかなる試みも容認できないことを強調する。安保理は2008年2月4日付(S/PRST/2008/3)および2008年6月16日付(S/PRST/2008/22)の議長による宣言の文言を想起する。安保理はチャドの主権、統一、領土保全および政治的独立への安保理の公約をくり返し表明する。安保理は反乱武装集団が即座に暴力をやめることを要求し、全ての当事者に対して2007年10月25日のシルト協定の枠組における対話に再び従事することを求める。

安全保障理事会は、効果的な合同国境監視の確立を通じてを含み、関係を正常化し、武装集団の越境活動を阻止することに協力した地域における違法な武器売買と闘うための行動を強化するために、スーダンおよびチャドに対して、とりわけ2009年5月3日のドーハ協定および2008年3月13日のダカール協定における相互の公約を尊重し完全に履行すること、またダカールコンタクトグループ並びにリビアおよびカタールの周旋と建設的に従事することを求める。安保理は事務総長によって報告された通り、チャド武装集団による外部支援に対する安保理の懸念を表明する。

安全保障理事会は、文民の住民の安全および人道的な活動の行為に対する武装集団の直接の脅威並びに活動に深い懸念を表明する。安保理は、難民および国内避難民を含む脆弱な市民を保護し、国際連合並びに関連要員を保護し、また人道援助物資の提供を促進することに貢献する任務を与えられた、国際連合中央アフリカ・チャドミッション(MINURCAT)への安保理の完全な支援をくり返し表明する。

安全保障理事会は、とりわけ女性と子ども、人道援助活動者および国際連合要員を含む、市民の安全に関して、全ての当事者に対して国際人道法の下での義務を遵守することを求める。

安全保障理事会は、2007年8月13日の協定において始められたとおり、憲法的枠組を

尊重した、政治的対話を促進しているチャド同局を奨励する。